



平成 27 年 5 月 27 日

各 位

会社名 日新製糖株式会社
代表者名 代表取締役社長 樋口 洋一
(コード番号 2117 東証第二部)
問合せ先 取締役 大久保 亮
(TEL. 03-3668-1246)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 27 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 4 回定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条 (目的) につきまして事業目的を追加および削除するものであります。
- (2) 当社は、経営意思決定の迅速化と取締役会の経営監督機能強化をより一層高めることを目的として、経営の意思決定機能・監督機能と執行機能を分離する執行役員制度を導入したことに伴い、役付取締役の改廃および役付執行役員に関する規定を新設するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案第 25 条 (取締役の責任限定契約) および第 33 条 (監査役の責任限定契約) のとおり一部を変更するものであります。なお、変更案第 25 条 (取締役の責任限定契約) の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他、上記変更による、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (目的)	第 1 章 総 則 (目的)
第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目	第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目

<p>的とする。</p> <p>(1) ～ (6) (条文記載省略)</p> <p>(7) スポーツクラブ、スポーツ施設、ゴルフ場の経営、運営の受託、管理およびそのコンサルタント業務</p> <p>(8) (条文記載省略)</p> <p>(9) <u>スポーツ指導員の教育および研修</u></p> <p>(10) <u>スポーツ用品、繊維製品、煙草、酒類、新聞、雑誌、飲食料品の販売</u></p> <p>(11) ～ (12) (条文記載省略)</p> <p>(13) 倉庫業ならびに利用運送事業、自動車運送取次業、貨物自動車運送事業</p> <p>(14) ～ (15) (条文記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(16) (条文記載省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第18条 (条文記載省略)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、<u>ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(<u>社外取締役の責任限定契約</u>)</p> <p>第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>的とする。</p> <p>(1) ～ (6) (現行どおり)</p> <p>(7) スポーツクラブ、スポーツ施設、ゴルフ場の経営、運営の受託、管理およびそのコンサルタント業務、<u>その他スポーツ関連事業に係わるサービスの提供、商品の販売等の一切の関連業務</u></p> <p>(8) (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(9) ～ (10) (現行どおり)</p> <p>(11) 倉庫業ならびに利用運送事業、自動車運送取次業、貨物自動車運送事業、<u>沿岸荷役事業、はしけ運送事業</u></p> <p>(12) ～ (13) (現行どおり)</p> <p>(14) <u>関係会社およびその子会社への金銭の貸付</u></p> <p>(15) (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役、取締役会および執行役員 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。</p> <p>(<u>取締役の責任限定契約</u>)</p> <p>第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(<u>執行役員</u>)</p> <p>第26条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を執行させることができる。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって執行役員の中から執行役員社長、執行役員副社長、</u></p>
---	--

<p>第5章 監査役および監査役会 第<u>26</u>条～第<u>31</u>条（条文記載省略）</p> <p>（社外監査役の責任限定契約）</p> <p>第<u>32</u>条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>会社法第427条第1項の最低責任限度額</u>とする。</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>36</u>条（条文記載省略）</p>	<p><u>専務執行役員、常務執行役員を定めることができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 第<u>27</u>条～第<u>32</u>条（現行どおり）</p> <p>（監査役の責任限定契約）</p> <p>第<u>33</u>条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に</u>、<u>同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく<u>損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額</u>とする。</p> <p>第<u>34</u>条～第<u>37</u>条（現行どおり）</p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月25日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成27年6月25日（木曜日）

以上